The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	紛争への視角
Author(s)	石田, 真衣
Citation	パブリック・ヒストリー. 2013, 10, p. 93-96
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66516
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

Journal of History for the Public (2013) **10**, pp 93-96 ©2013 Department of Occidental History, Osaka University. ISSN 1348-852x
A Perspective for the Study of Conflict
Mai ISHIDA

特集　紛争　総論

紛争への視角

石田真衣

はじめに

紛争とは何か。それは人と人との争いである。しかし同時に、規範の再認識と秩序の再編を意味するものでもある。規範とは、法や裁判といった制度や、無意識的な慣習、コンセンサスなど、いわば秩序維持のためのシステムである。これらの規範は、紛争を契機に認識され、解決を通して改めて強化され修正される。紛争と紛争処理を通じて規範が再認識される過程には、当事者の価値観、当事者間の関係性、あるいは当事者を超えた社会組織や権力構造の特質などが否応なく影響してくる。ゆえに紛争を研究することは、規範形成の土台となる社会の多様な構成要素を内包した複合的メカニズムを紐解くことにつながっている。

紛争・秩序・歴史

ジンメル以降の社会学者による紛争理論は、紛争研究において画期的であった[(1)]。それは紛争を否定的なものとみなす従来の紛争観を根本から問い直し、紛争を社会に必要不可欠なものとして捉えたからである。紛争がもつ建設的な性質は、人類学の領域においても、それぞれが取り扱う具体的な社会のなかで見出されてきた。たとえば、エヴァンズ＝プリチャードが描くヌアー社会では、集団間の紛争と紛争処理が、流動的な関係性を保ちながら実践されることによって、当該の社会がより大きな集団・社会に統合され、「秩序ある無政府状態」を形成する[(2)]。グラックマンによれば、集団間の多様な結びつきは、絆への忠誠心を備えるがゆえに平和的な関係の再構築を促す[(3)]。そのような関係性のなかで生じる紛争は、社会の秩序を再編しさえするのである。ロバーツは紛争と秩序をめぐる研究において、「法的」なるものにこだわ

(1)　G・ジンメル（堀喜望、居安正訳）『闘争の社会学』法律文化社、1966 年。L・A・コーザー（新睦人訳）『社会闘争の機能』新曜社、1978 年。
(2)　E・E・エヴァンズ＝プリチャード（向井元子訳）『ヌアー族――ナイル系一民族の生業形態と政治制度の調査記録』平凡社、1997 年。
(3)　Max Gluckman, “The Peace in the Feud,” *Past and Present*, vol. 8, 1955, pp. 1-14.

らない研究志向が、制度よりも過程を分析する紛争研究を深化させたと振り返っている。[4] ロバーツ自身は、統治者の有無と生活様式によって小規模社会を類型化しつつ、どの社会においても一定の秩序維持システムが存在し、それに貢献する多様な紛争処理手段があることを示した。ギアツによれば、法や慣習にもとづく秩序を理解することは、より広い「文化」を翻訳することにほかならない。[5]

社会における見えないルールを解釈することや、制度よりも過程を重視する人類学の姿勢は、歴史学研究でもひろく受け入れられ、実践されてきた。とくに制度的基盤が脆く、強制力をもたない中世社会における秩序の特質を理解するうえで、人類学的な見地を取り入れた紛争と紛争処理の研究は有用とされた。[6] その出発点には、近代的意味の法規則と裁判制度を主たる考察対象としてきた法制史研究者によって、紛争が横行する「封建社会の無政府状態」が過度に強調される傾向にあったことへの批判がある。事例分析の蓄積は、法による裁定よりも、交渉と和解が優先される解決姿勢と手段、名誉や社会的絆といった価値基準のあり方を明らかにした。こうした価値基準に基づいて日常的に繰り返される紛争は、社会構造の一部として組み込まれていたとギアリは指摘している。[7] ギアリたちの紛争に対する視点は、現在、ヨーロッパ中世史研究において成果をおさめつつある。[8]

紛争と紛争処理の過程で浮かび上がるのは、日常における多様かつ複雑に絡みあう人間関係と秩序観である。紛争を見る視野は、日常生活の観点を取り扱う社会・文化史的、あえて言えば歴史人類学的枠組みをもってさらに拡大される。高澤によって描かれた近世パリの都市と王権の衝突は、都市民たちの近隣関係によって担われる秩序をめぐる闘争であった。[9] 喜安によれば、このような直接的な人間関係は日常的な監視と抑圧のシステムであるという。[10] デーヴィスは、16 世紀のフランスで起こったカトリックとプロテスタントのあいだの共同体的騒擾を、

---

(4) S・ロバーツ（千葉正士監訳）『秩序と紛争——人類学的考察』西田書店、1982 年。

(5) C・ギアツ（梶原景昭、小泉潤二、山下晋司、山下淑美訳）『ローカル・ノレッジ——解釈人類学論集』岩波書店、1991 年。また、法を文化の一部と捉える法人類学の最近の動向として、ローレンス・ローゼン（角田猛之、石田慎一郎監訳、市原靖久、河村有教、久保秀雄、薗巳晴、馬場淳共訳）『文化としての法——人類学・法学からの誘い』福村出版、2011 年。

(6) 中世紛争研究の動向は、すでに服部良久によって入念にまとめられている。たとえば、「中世ヨーロッパにおける紛争と紛争解決——儀礼・コミュニケーション・国制」『史学雑誌』113-3、2004 年、60-82 頁；同「中世ヨーロッパにおける紛争と秩序——紛争解決と国家・社会」『史林』88-1、2005 年、56-89 頁；同編訳『紛争のなかのヨーロッパ中世』京都大学学術出版会、2006 年。

(7) P・J・ギアリ（杉崎泰一郎訳）「紛争に満ちた中世フランス社会」『死者と生きる中世——ヨーロッパ封建社会における死生観の変遷』第 7 章、白水社、1999 年、130-161 頁。

(8) 例えば、日本では、江川溫「「神の平和」運動の軌跡が照らしだすもの——十一・十二世紀の平和理念と紛争処理」服部春彦、谷川稔編『フランス史からの問い』山川出版社、2000 年、4-24 頁；服部良久『アルプスの農民紛争——中・近世の地域公共性と国家』京都大学学術出版会、2009 年など。

(9) 高澤紀恵『近世パリに生きる——ソシアビリテと秩序』岩波書店、2008 年。

(10) 喜安朗『民衆騒乱の歴史人類学——街路のユートピア』せりか書房、2011 年。

異端と迷信の汚れから共同体を浄化する儀礼として解釈した。[11] これらの研究は、紛争が日常からの飛躍であると同時に、あらゆる関係性に規定される日常そのものに起因していることを思い起こさせる。

人類学研究は無秩序とみえるもののなかに秩序が存在することを気付かせ、紛争と秩序を同時に思考することの重要性を示唆している。歴史学研究では、こうしたアプローチを援用し、なおかつ社会変化の意味を説明しなければならない。この社会変化の過程には、しばしば社会的対立や抵抗が重要な位置を占める。それは人々が新しい秩序を求めて変化を迫ろうとする局面、あるいはすでに生じている変化に対して伝統的な秩序を守ろうとする局面として立ち現れる。こうした局面はヘゲモニーの問題として扱うこともできるだろう。編者自身の研究対象を例に挙げるならば、ギリシア文化の一方向的な伝播とギリシア人優位の伝統的なヘレニズム史を、被支配者側のオリエント文化との相互作用の過程において再構築しようとするとき、ヘレニズム（あるいはオリエント）には、より複合的かつ重層的な意味が付与される。それは従来の支配と従属の単純な二項対立ではなく、対立や抵抗も含んだ支配－従属の相互作用の過程を歴史的特質から追究することにつながっている。さらに、こうした歴史的特質を捉えるには、個々の事例を、ヘレニズムとオリエントはもとより、民族的、社会的、政治的な境界線によって安易に区切ることよりも、それが当事者にとって何を意味したのかを問うことのほうが有効であろう。

社会変化のなかの「事件」であると同時に「構造」としての紛争を把握するためには、複眼的な観点を導入する必要がある。本特集に収録された諸論考は、少なからずヘゲモニーの問題を内包するとともに、地理的な設定だけでなく社会的マイノリティの観点などを取り入れた、一種の脱中心化を促すものでもある。

本特集の構成

以上のような視角を踏まえ、本特集では、古代から近現代までの異なる時代と地域で起こる4つの紛争事例をとりあげ、社会状況の差異に応じた関係性と変化に注目しつつ、紛争の特質、解決の方法、その過程で再編される秩序を歴史的文脈において考察する。

まず、石田真衣「ヘルミアスの嘆願」は、ヘレニズム期エジプトにおける裁判事例に焦点をあてる。訴訟から審理までの一連の処理過程における当事者双方の戦略的態度の分析から、権力秩序と社会慣行の関係性と変容を論じる。そこには、法廷で語られる多元的な法解釈や宗教観、さらには新旧エリート層の相克において形成される社会秩序が見出される。

次に、嶋中博章「フロンド再考」は、フロンドを絶対王政に対する貴族の反乱とみなす従来の理解に異議を唱え、17世紀のプロヴァンス地方を舞台にして、フロンドの特質を再検討する。

---

(11) N・Z・デーヴィス（成瀬駒男、宮下志朗、高橋由美子訳）『愚者の王国　異端の都市――近代初期フランスの民衆文化』平凡社、1987年。そのほか暴力の儀礼的側面を強調するものとしては、E・ル・ロワ・ラデュリ（蔵持不三也訳）『南仏ロマンの謝肉祭――叛乱の想像力』新評論、2002年。

地方固有の利害関係や権力秩序をめぐる紛争当事者の葛藤を汲み取りながら、既存の秩序を再強化する政治的再編過程としてのフロンドを提示する。このことは、革新と断絶を連想させる「反乱」という語りがもつ危険性をも示唆している。

千葉美保子「外国人村内におけるルター派教会」は、17 世紀ロシアの外国人村における紛争処理について、ロシア政府の関与という点から検討する。モスクワ市民と西ヨーロッパ出身の外国人との軋轢を通じて建設された外国人村の統制機構を概観し、村内のルター派教会で生じた紛争と紛争解決過程を辿りながら、外国人村社会の特質を浮かび上がらせる。ここでは、紛争処理を通して、外国人コミュニティの秩序が国家権力の法秩序に包摂されていく過程を看取することができる。

最後に、安井倫子「ニクソン政権のアファーマティブ・アクション」は、現代アメリカの世論を二分した差別是正政策をめぐる論争に着目する。ニクソン政権による政策の成立過程とその転換、黒人団体と労働組合の対立、政府の意図を分析することで、政策がもたらした市民権運動と労働運動の分離の原因を解き明かす。ここでは、国家によって付与される権利、あるいは救済としての法が紛争の火種となっている点に注目したい。

紛争はなぜ起こるのか、何をめぐる争いなのか、解決するために人々は何を考え、どのような行動をとったのか、それらは歴史に何をもたらしたのか。本特集の個別論稿はいずれも、歴史学研究として紛争をどのように取り扱うのかを意識し、関係性の変化を重視するものとなっている。